

第2章 指定NPO法人の管理・運営について

1 指定NPO法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

指定NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、下表①～⑨に掲げる書類を知事に提出しなければなりません（条例11、規則35）。

(注) すべてのNPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、知事（権限移譲市町村にあつては、当該市町村長）に事業報告書等を提出する必要があります（法29）。

○ 知事に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類	参照ページ
①	控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書	113
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等 ^(注1) との取引	
⑤	寄附者（当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係 ^(注2) のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑥	役員等 ^(注1) に対する報酬又は給与の状況	
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	
⑨	指定基準に適合している旨を説明する書類（P62～104）のうち、条例第4条第2号、第6号（ロに係る部分を除く。）、第7号イ及びロ、第8号、第9号、第11号並びに第14号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類 ※指定基準等チェック表（第1表、第9表、第10表（初葉）、第11表、第12表、第14表、第16表）	62、85～90 96～103

(注1) ④⑥欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。
イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係
ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑤欄の「特殊の関係」は、(注1)イ～ハに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金支給の報告

指定NPO法人は、助成金の支給を行ったときには、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、知事に提出しなければなりません（条例 11②、規則 35②）。

(3) その他の報告（変更の届出）

指定NPO法人は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を知事に提出する必要があります。

提出するとき	提出書類	参照ページ
法人の代表者の氏名、現に行っている事業及びその地域を変更した場合 (条例 9①)	①代表者氏名等変更届出書 (第 3 号様式 規則 33) ②県内においてNPO活動を行っていることを証する書面 ^(注) ③当該事項の変更を議決した会議の議事録の謄本 ^(注) (注 事業及びその地域の変更の場合)	112

2 指定NPO法人の情報公開

(1) 指定NPO法人の情報公開（備置き、閲覧）

指定NPO法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（P109ページの「指定NPO法人の青森県における閲覧等書類一覧」参照）（条例8、10）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類
- ⑤ 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、規則34②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

（注）①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。（条例8②）

(2) 指定NPO法人の情報公開（インターネット）

指定NPO法人は、その名称、代表者の氏名等のほか、上記の書類のうち、①、③、⑤について、自らのホームページ等に掲載するなど、インターネットを利用して公表しなければなりません（P109の「指定NPO法人の青森県における閲覧等書類一覧」参照）（条例8②、10⑥）。

(3) 知事の情報公開（閲覧・謄写）

知事は、指定NPO法人から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させることとしています（条例12、規則36）。

(4) 指定NPO法人及び青森県における閲覧等書類一覧

指定NPO法人及び青森県において閲覧（青森県においては謄写も可能です。）の対象となる書類及びその閲覧可能期間は次のとおりです。

《指定NPO法人及び青森県における閲覧等書類一覧》

書 類 名		指定NPO法人			知事			
		備置 期間	公 開		閲 覧 膳 写	期 間		
			閲 覧	イ ン - ト ー 初			期 間	
事業 報告 書等 (※2)	事業報告書	で事業経過した年度の末日まで作成日から5年が経過した日を含む	○	○	で事業経過した年度の末日まで作成日から5年が経過した日を含む	○	過去5年間に提出を受けたもの	
	計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録							
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）							
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面							
前事業年度の寄附者名簿		作成の日から起算して5年間						
役員名簿(※2)		常時	○	定款	最新のもの	○	最新のもの	
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）								
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類		間中の指定の効力を生じる期	○	間中の指定の効力を生じる期	○	○	間中の指定の効力を生じる期	
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			○			○		
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			○			○		
前 事 業 年 度 の 収 益 の 明 細 な ど	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類		○			○		
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類		○			×		
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益を生ずる取引及び費用を生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		○				○	
	寄附者（当該指定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		○				○	
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類		○				○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類		○				○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類		○				○	
指定基準に適合している旨を説明する書類（P60～102）のうち、条例第4条第2号、第6号（ロに係る部分を除く。）、第7号イ及びロ、第8号、第9号、第11号並びに第14号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類 ※指定基準等チェック表（第1表、第9表、第10表（初葉）、第11表、第12表、第14表、第16表）			○			○		
「助成金の支給の実績」を記載した書類		作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○		作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○		

※1 上記のほか、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日及び役員の職名及び氏名について、インターネットを利用して公表しなければなりません（条例8②）

※2 指定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（条例8②）。知事が閲覧又は膳写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は膳写させなければいけません（令和2年改正法30）。

3 指定NPO法人に対する監督等

(1) 指定NPO法人に対する報告及び検査

- ① 知事は、指定NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。
また、職員に当該指定NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(条例14①)。
- ② 上記①の検査については、次のように定められています。
 - イ 知事は、当該検査をする職員に、①の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、指定NPO法人の役員等に提示させることとしています(条例14②)。
 - ロ 知事が①の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、上記イの書面の提示を要しないこととしています(条例14③)。
 - ハ 上記ロの場合において、知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、①の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定NPO法人の役員等に提示させるものとしています(条例14④)。
 - ニ 上記①の検査をする職員が、当該検査により上記イ又はハで理由として提示した事項以外の事項について、①の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではありません。この場合、イ又はハの規程による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとしています(条例14⑤)。
 - ホ ①の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければなりません。また、この検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではありません(条例14⑥、⑦、規則38)。

(2) 指定NPO法人に対する勧告、命令等

- イ 知事は、指定NPO法人について、(3)ロ①から⑧の控除対象寄附金の条例の定めを廃止する手続を行うことができる事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(条例15①)。
- ロ 知事は、上記①の規定による勧告を受けた指定NPO法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定NPO法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(条例15②)。
- ハ 上記イの勧告及びロの命令は、書面により行うよう努めなければなりません(条例15③)。
- ニ 知事は、上記イの勧告又はロの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公表しなければなりません(条例15④)。

(3) 控除対象寄附金の条例の定めを廃止する手続を行う場合

- イ 知事は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、控除対象寄附金の条例の定めを廃止するために必要な手続を行わなければなりません(条例16①)。
 - ① 県内に主たる事務所を有しなくなったとき。
 - ② 欠格事由(欠格事由についてはP50～51を参照願います。)のいずれかに該当するとき
 - ③ 偽りその他不正の手段により指定NPO法人となったとき
 - ④ 継続申出期間に指定継続の申出をしなかったとき(同項ただし書の場合を除く)
 - ⑤ 指定継続の申出があった場合において、当該法人が指定の基準に適合しないと知事が

認めるとき

- ⑥ 合併の届出があった場合において、合併後のNPO法人が指定の基準に適合しないと知事が認めるとき
- ⑦ 正当な理由がなく、上記(2)ロの命令に従わないとき
- ⑧ 控除対象特定非営利活動法人から、当該法人に係る控除対象寄附金の条例の定めを廃止について申出があったとき
- ⑨ 指定NPO法人が解散したとき

ロ 知事は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、控除対象寄附金の条例の定めを廃止するために必要な手続を行うことができます(条例 16②)。

- ① 条例第 4 条第 2 号(県内において特定非営利活動を行っている (P40 参照))、第 6 号(運営組織及び経理に関する基準 (P45~46 参照))、第 7 号イ、ロ(事業活動内容の適正性に関する基準 (P46~48 参照))、第 11 号(法令等の不正行為等に関する基準 (P49~50 参照))に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ② 正当な理由がないのに、条例第 8 条第 1 項又は第 10 条第 5 項の規定(情報公開 (P108~109 参照))に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき
- ③ 正当な理由がないのに、条例第 8 条第 2 項又は第 10 条第 6 項の規定(インターネットによる情報公開 (P108~109 参照))に違反して書類を公表しなかったとき
- ④ 条例第 9 条第 1 項(代表者の氏名、現に行っている事業の概要及びその地域の変更)又は第 13 条第 1 項(指定NPO法人の合併)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(変更の届出 (P107 参照))
- ⑤ 条例第 10 条第 1 項(第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定(情報公開 (P108~109 参照))に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
- ⑥ 条例第 11 条の規定(役員報酬規程等の提出 (P106 を参照))に違反して、書類の提出を怠ったとき
- ⑦ 条例第 14 条第 1 項の規定(指定NPO法人に対する報告及び検査 (P110 参照))の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ⑧ 上記①~⑦のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

ハ 控除対象寄附金の条例の定めを廃止する手続き等について、次のように定められています。

- ① 知事は、控除対象寄附金の条例の定めを廃止したときは、指定を受けていたNPO法人に対し、その旨及びその理由を速やかに書面により通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を周知します(条例 16③、④)。
- ② 知事は、控除対象寄附金の条例の定めに係る申出等この条例の施行のため必要があると認めるときは、警察本部長、官庁、他の公共団体等に照会等を行うこととしています(条例 17、18)。
 - ① 欠格事由の概要 (P50~51 参照) のイ④及びへの事由 県警察本部長
 - ② 欠格事由の概要 (P50~51 参照) のニ及びホの事由 国税庁長官、関係知事又は関係市町村長